

平成 29 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 29 年 2 月 7 日（火曜日）

○日時 平成29年 2 月 7 日 午後 1 時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除について
2. 網走市農産物高次加工研究所の閉鎖について
3. その他

○出席委員（8名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	山 田 庫司郎
-----	---------

○傍聴議員（4名）

金 兵 智 則
栗 田 政 男
永 本 浩 子
古 都 宣 裕

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
経 済 部 長	後 藤 利 博
農 政 課 長	川 合 正 人

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	永 倉 一 之
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹

午後 1 時00分開会

○渡部眞美委員長 お疲れさまです。ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会の議件は、一つ目にジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除についてと、2 番目の網走市農産物高次加工研究所の閉鎖についての2 件でございます。

それではまず初めに、一つ目のジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除について説明を求めたいと思います。

○川合正人農政課長 それでは、資料1 号をごらん願います。

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除についてということですが、ジャガイモシロシストセンチュウは、こちらのほうではG p というふうに言っておりますが、平成27年の8 月に網走市で国内初ということで確認をされたところであります。

その後、土壌調査を実施しまして発生範囲が特定されたことから、平成28年9 月23日付でジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令が公布され、植物防疫法の規定によりまして、北海道と網走に緊急防除指示書が発出されまして、緊急防除を行っているところでございます。

網走市としましては、この緊急防除に対しましては、主に土壌消毒と対抗植物の栽培をすることによって、防除及びG p を根絶していくという方向で進んでおります。

市の主な業務としましては、1 番に記載してありますとおり、廃棄対象バレイショの買い上げ実施をしております。

こちらの状況でございますが、（1）の買い上げ数量が5 万5,748キロ、買い上げ額が849万1,040 円、買い上げ生産者戸数が14戸となっております。こちらの内訳のほうはJ A の直売所に出荷予定だったものがほとんどでございます。

こちらの買い上げ金額につきましては、評価会の意見が反映された単価というふうになってございます。

なお、米印に記載しておりますが、北浜地区の廃棄対象バレイショの塊茎約640トンにつきましては、現在斜里のほうへ加工用として出荷をされているところでございますが、こちらのほうは生食用との差額を年度内に買い上げ実施する予定でござい

す。

次に、2番の防除区域における今後の対応方針案ということで、次の1ページを開いていただきまして、別紙1をごらん願います。

こちらが防除区域における今後の対応方針案ということで、農林水産省が現在作成をしているものでございます。

今後、有識者会議を通しまして、その後決定をされていくという運びとなっております。

1番の秋季土壌調査の進捗状況についてということですが、(1)では防除区域内の11大字地区ですが、全圃場についてGpの発生の有無を確認するために土壌調査を実施しております。

本年と書いておりますが、これは昨年になるのですが、12月末までには来年度のバレイショ作付予定の圃場について結果が判明するということになっておりまして、これは後ほど説明をさせていただきます。

2番の防除の実施状況についてでございますが、(1)として、Gp確認圃場のうち当初確認された20.7ヘクタールにつきましては、研究事業であるレギュラトリーサイエンス事業というもので、対抗植物の栽培と土壌消毒を実施しているところであります。

(2)として、加えて小麦の収穫後に土壌消毒を開始したのですが、やはり降雪等がありまして、結果16ヘクタールしかできなかったということで、現在、土壌消毒をしたところは合計で36.7ヘクタールとなっております。今後ここの春から地温が上昇してくるころから防除の土壌消毒を実施するという予定でございます。

次に、3番の来年度の防除に向けた防除資材の確保状況についてということで、まずは対抗植物の種子でございますが、土壌消毒ともう一つは対抗植物のハリナスビとトマトの野生種を植えること、植栽することによりまして、Gpの密度が下がるというふうに言われておりますので、こちらの種子を確保していかなければならないということで、今、ハリナスビが1.5トン、トマトの野生種が1.5トン確保しております。

しかしながら、今後の調査状況によってその確認面積もふえるということもありますので、必要量の不足ということが懸念もされているということで、現在、北海道においては確保に向けて調整を行っているところでございます。

もう一つが土壌消毒剤及び灌注機についてございますが、土壌消毒剤D-D剤なのですが、こちらは農薬の登録が完了しておりまして、今、北海道のほうで5月の納入に向けてメーカーと調整をしているところでございます。

もう一つがその灌注機でございますけれど、現在灌注機につきましては、レギュラトリーサイエンス事業では50馬力のトラクターで牽引しておりましたが、大型化により作業効率を上げるため100馬力程度のトラクターで牽引できるよう農機メーカーが開発をしまして、今後4月からは10台を導入しまして、土壌消毒を実施する予定というふうになっております。

次のページをごらん願います。

(3)ですが、平成29年の防除に当たりましては、取扱主任者いわゆるオペレーターの確保とD-D剤の保管場所の確保等こういったところが現在課題となっておりますが、こちらのほうも北海道において準備をしているというふうに聞いております。

4番の蔓延防止対策の実施状況についてでございますが、(1)Gpの蔓延防止のためバレイショのほか、てん菜、長芋等の根菜類の移動検査を実施しておりまして、青果用バレイショにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、廃棄処分を実施しまして買い上げというふうにしております。

(2)としましては、現地に移動用洗浄機を導入するというので、こちらのほうは市とJAでも予算を組んでおりまして、防除区域における車両等の洗浄を徹底していくということで考えております。

5番の今後の防除方針でございますけれど、(1)には、平成29年度にバレイショを作付する予定の圃場につきましては、12月末には判明しておりますので、こちらのほうで植えるか植えられないか、防除するかということで営農計画の策定のほうに間に合わせているところであります。

また、その他の圃場につきましては、土壌調査の今後の結果を踏まえながら、対抗植物の栽培、土壌消毒等しながら作付の調整をしていくという考えでございます。

次に、別紙2をごらん願います。

こちらのほうが防除区域におけるGp土壌調査の実施状況になっておりまして、指定されているのが11大字地区になっておりまして、調査対象の圃場としましては4,956.8ヘクタールとなっております。

Gpの確認をした圃場でございますけれど、平成

28年の春季まで調査した結果では、合計で372.4ヘクタールとなっております。

平成28年の秋季調査ですが、こちらは12月26日まで結果が出ております。

こちらのほうがバレイショを作付する予定の圃場を優先的に調査したもので、こちらのほうから確認されたのが150.9ヘクタール、合計しますと12月26日現在では523.3ヘクタールとなっております。

今後、秋季調査の結果が出る圃場につきましては、1番右側にありますが2,582.3ヘクタールとなっておりまして、こちらは検査をしている最中でありまして、2月の末には結果が出てくるというふうに聞いております。

平成29年につきましては、G p 圃場の土壌消毒と対抗植物の栽培を行いましてG p の密度を減少させていくという方向であります。

G p 確認圃場につきましては、今後防除協力金の支払いをするという方向でありまして、その金額につきましては、現在評価会が開催しておりまして、その意見を反映させて道が決定する方向であります。

こちらはまた2月8日明日ですが、第4回目の評価会を開催する予定となっております。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○田島央一委員 土壌消毒の実施面積が36.7ヘクタールと別紙1の2の(2)に書いてありますが、未実施の面積は数値としてはどれくらいになるのでしょうか。

○川合正人農政課長 こちらのほうは当初確認された面積でありますので、春季調査で確認された372.4ヘクタールが対象だったところなのです。

それが、いろいろ天候のこともありましたので、36.7ヘクタールにとどまっているということで、この29年の春から地温が上がり次第、土壌消毒のほうをしていくという予定でございます。

○田島央一委員 承知しました。

では、別紙2の372.4ヘクタールからこの実施分36.7ヘクタールを引いた分がまだ未実施ということで承知しました。

今後、この2月末に結果が出て、この対象面積も相当あるので、この種苗の確保というのは相当大変なのだろうと思うのですが、これはハリナスビとトマトということで、確保はしているということですが、例えば、これ以外にも何か想定されるような食物というのは現時点でわかるものはあるのでしょうか。

か。

○川合正人農政課長 まず、緊急防除では、土壌消毒と対抗植物の栽培というこの2つを組み合わせる実施をしていきたいというふうに考えておりますが、その種子が確保できないという最悪というのでしょうか、そういうことも想定はしています。

その時に土壌消毒を実施して、その後、緑肥を栽培するなどして、そしてまたその次にもう一度土壌消毒をして、種子が確保できれば対抗植物の栽培をしていくというようなローテーションはいろいろなところでしていかなければならないということは考えております。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○工藤英治委員 連作障害のことを考えながらローテーションを組むわけですね。

そうすると、ことし植えたところはあけて去年でもいい、要するにことし植えたところに来年は芋を植えないわけですね。

そうすると、薬剤防除をしたその結果で大丈夫ですよという確認というのが植えてみなければわからないのか、ナスビとかトマトは、いわゆるその結果を見る植物ではないのでしょうか。

そうすると何をもって大丈夫なのかという結果を確認できるものがあるのか。

それから、10台のトラクターは1日あたりどのぐらいのものを処理して、どのぐらいかかって、結局、芋だって何回も植つけするのだから、最終的に全畑地をやらなければならないのではないかという疑問を感じるのですけれども、そのような去年まで植えたバレイショの畑だけをやるのか、最終的には全部やるようになるのか、どうなのですか。

○川合正人農政課長 これからの緊急防除ですけれども、G p が発生したところにつきましては、まず芋は栽培禁止となっております。

そういうことであるので、まずは緊急防除として土壌消毒と対抗植物の栽培をしていくというふうに考えております。

ただ、その種子もできない場合は緑肥ということもありますし、土壌消毒をして種子を植えて、対抗植物を植えて、その後、秋まき小麦を植えて、土壌消毒をして、次に対抗植物を植えるというようなパターンもあり、いろいろなパターンを考えていかなければならないというふうに思っております。

その中で、芋は植えられないのですがこのD-D灌注剤というのも土壌消毒するものなのですが、土

壤菌を死滅させるようなことはないということで、それで農薬のほうの登録もされているということなので、その栽培のほうは芋が今度、緊急防除が解除された後には、芋の栽培もできるのだというふうに考えております。

機械のほうも、今、10台を導入するという予定で大型化をしておりますので、今、大体、1日に4～5ヘクタール1台でできるということで聞いておりますから、それを10台持っていれば1日に50なり60ぐらいできていくのかなというふうにも考えておりますので、それをローテーションでしていけば、緊急防除もスムーズというか、1年で全体的にできるというふうにも考えております。

○工藤英治委員 温暖化によって野良芋の生き残りが多くて、シロシストセンチュウの結果も出てきたのではないかとされているのですけれども、その消毒というのは野良芋も当然やっつけるといものなのか、菌というのはどういうふうにして土に残るのかわからないけれども、野良芋が結構持っているのではないかといいそうといったことはどのように認知して、それをどう対処するのか。

○川合正人農政課長 先ほど緊急防除は、その土壤消毒と対抗植物の栽培で密度を減らすということはお話ししましたが、その野良芋というのも一つやはり問題にはなっております。

今、先ほどレギュラトリーサイエンス事業というところでいろいろ実施をしていると言いましたが、現在、その野良芋の対策のほうも研究をしているところであります。

ただ、ことしからやっているばかりなので、その次の来年にはならないと結果はわからないのですが、雪をトラクターで踏むのです。

そうすると地温が下がってきますので、そこが凍結すると、そうすることによって野良芋が死滅してしまうということで、その野良芋対策の研究も実施しております。

○工藤英治委員 私たちにはわからないことも十分考えながら対処していただきたいと思います。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○松浦敏司委員 別紙1のところの3で、ハリナスビが1.5トンと、トマトの野生種が1.5トンということでもありますけれども、これで全体の汚染された圃場の全部を補うということができるのか。

できないとすればどのくらい残るのか、その辺、まず伺います。

○川合正人農政課長 現在、ハリナスビとトマト野生種それぞれ1.5トンということで確保していることですが、現在、レギュラトリーサイエンス事業というところでもその栽培をして密度が効果的に落ちてきているというのは、結果として出てきております。

ですので、その中でもう少し結果を詰めていければ、ハリナスビとトマトの野生種の種子もそれほど多くその面積に対してまかなくてもいいのではないかなという考えもあります。

そこら辺もまずは管理をしながら、ただ、これから面積がどれだけふえるのかということも2月にならないとわからないということもありますので、そこは本当にできるだけ種子は確保するということで、北海道と国のほうでは調整をしているということです。

○松浦敏司委員 いずれにしてもこの2つの種類の植物というのは大変重要な役割を果たすということで大事なのですが、例えば植えつけをすると、その後の圃場のハリナスビなりトマトの野生種の管理というのはどこの団体なのか、それともそれぞれ圃場の持ち主がやるのか、その辺はどうなっているのですか。

○川合正人農政課長 こちらのほうは、そのG p発生が確認された圃場の所有者なり耕作者が、こちらの方からも防除協力金というものをお支払することにしておりますので、その中で、まずはD-D灌注剤をまく前の土壌をならしてもらおうとか、あとは栽培した後の除草なりは、その所有者なり耕作者がしていただくと、それに防除協力金をお支払いするというような考えでいます。

○松浦敏司委員 聞いた話だと、昨年のハリナスビの植えつけについては、管理は農家ではなくてどこかの団体がやっているというふうにも聞いたのですが、その辺は、昨年についてはどんなふうにごこの団体がやって、どういう管理方法だったのか、その辺伺いたいと思います。

○川合正人農政課長 昨年、28年にやった事業ですが、そこはレギュラトリーサイエンス事業という研究事業でやっておりますので、北海道なり道総研なりが皆さんでコンソーシアムを組んでやっている、そこで管理をしているということになっております。

○松浦敏司委員 多分、私もここだろうなというところは見たことはあるのですが、近寄ることはしな

かったのですけれども、決して管理状態がよくないなという、相当雑草が生え、明らかに道路から道道から見てもわかるそんな状況もあって、農家の人に聞いたらこれで本当にいいのかというふうに言っている人もいたものですから、その辺はやはり大事なことだろうと思うのです。

余り雑草がふえるとせっかくの抵抗種というものが効果を発しないということになるのだろうと思うので、その辺の状況はつかんでいますか。

○川合正人農政課長 この前、レギュラトリーサイエンスの中間報告ということで、お話を聞いたのですが、やはりその雑草の除去がやはり大変だということ聞いております。

なので、雑草が生えてくると、そもそものハリナスビは生育できないということは聞いておりますので、その雑草を防除してもらうという協力金はやはり重要だということは聞いておりますから、そこは評価会のほうでもお話をしながら、今後、ハリナスビが正常に生育できるような対応をしていきたいというふうには思っております。

○松浦敏司委員 ぜひそれをやっていただきたいのと、例えば、相当の面積になりますからそうするとその圃場を管理するという点では農家がやればそこに手間がかかるということですから、それなりの一定の補償も当然必要になってくるということもあると思うので、その辺はぜひ現地の農家の人としっかり意思疎通をして、取り組んでほしいというふうに思います。

もう1点。長芋についてもこれは対象の地域となるとところは生食としては出回ることにはできないのですよね。

それをまず確認したいと思うのですが、いかがですか。

○川合正人農政課長 その11大字地区の中で栽培が禁止されているのは、G p 発生地区ではバレイショのナス科植物となっております、長芋のような根菜類は、まだ栽培をしてもいいというふうになっています。

ただ土の移動ができないので移動制限がかかるため、植物防疫所の検疫が必要になるというふうに聞いております。

○松浦敏司委員 土のついた長芋は流入してはならないということになると、その長芋をつくっている農家は、その場合はどんなふうにして販売していくことになるのでしょうか。

○川合正人農政課長 生産者のほうで収穫をした後、いろいろなコンテナに積んでいくのですが、そこにビニールシートをかけて土壌が飛散しないようにして選果場に持って行きます。

その選果場で適正な処理をして、そこでも植物防疫官が確認をして、そこで大丈夫ですということ出荷をされていきます。

○松浦敏司委員 その辺はわかりました。

後、車両等の洗浄というのがあって、実はこれが相当問題だろうと私は農家の方から聞いています。

結局、汚染された圃場で動いていたトラクターが次のところに移るときに、道路を走ればその道路に汚染された土がまかれると。だから本来圃場から圃場へ移るときにどういうふうな移動方法をとるのかという問題と、汚れたまま道路を走れば汚染された土があるかもしれない。それは結局地域に飛散することになりますよね。

農家の方に聞いたら、しっかりそれを洗浄して移動するという人もいるけれども、しない人も結構いたりして、確かに僕らも農道あたりを走っていると相当土が落ちているのを見かけるので、そういう意味ではどういった形でどう徹底するのかということが非常に大事なだろうと思うのです。

その農家によって受けとめ方が違って、しっかり守っている地域もあれば、そうでない地域もあるというふうなことで、この辺の徹底は農協中心としてやるのでしょうかけれども、やはりこれまでの指導のあり方だと多分だめなのだろうと、相当しっかりとした徹底が必要ではないかと思うのですが、その辺どういうふうにお考えでしょう。

○川合正人農政課長 その飛散防止ということで、車両の洗浄のために今回移動式の洗浄機をJ Aでも購入する予定で、全農家さんのほうに貸し出していくという考えでおります。

この蔓延防止というのは、ジャガイモシロシストセンチュウ、このG p が発生する確認される前のジャガイモシロシストセンチュウの時からそうなのですが、やはりその車両の洗浄、防除の徹底と、土の拡散防止、こういうところはもうずっとしていかなければならないし、それはG p が確認されたところでも同じことをしていかなければならないですよ。

それについては、今までもJ Aを中心に啓発しておりますけれども、今回は日本で初めてということもあって、緊急防除という重大な局面になっておりますから、そこは本当に改めて皆さんには啓発をし

ていかなければならないというふうに思っております。

○松浦敏司委員 ぜひその辺はお願いしたいというふうに思います。

大字の関係で見てみると、私は古い人間なものですから、旧農協というふうに言ったほうが頭にピンとくるものですから、音根内だけが南農協で、後は基本的に大半が中央農協で、だからそういう意味では、現在のところですよ、今のところわかっている範囲でいうと、旧中央農協の地域が中心に汚染されているということで、これも何か非常に特徴的といいますかね。こういった過去どうだったのかちょっとよくわかりませんが、この辺で何か農政課としてなぜそうなのかというのが予想されることが何かあれば、伺いたいと思います。

○川合正人農政課長 この11大字地区ですが、こういう分布をされております。

当初は、藻琴と山里のほうで確認をされたというところでありましたので、そのときから農林水産省が中心になって、いろいろな今までの経歴と言いますか履歴をいろいろ確認してきました。

機械についてもどこから購入しているのか、本人たちがどこか海外に渡航していないか等、いろいろそういう確認もしました。

そのG pの遺伝子調査もしたのですが、これは北米のほうのタイプに似ていると言われておりますけれど、それ以上の原因というのはつかめていなかったと。

ただ、全筆を調査すると、こういう結果にはなっておりますけれど、それがどうしてここに集中したかということについては、今も追跡調査をしておりますけれど、今のところわからない状況になっております。

○松浦敏司委員 まだ始まったばかりで、これからどうなるかわかりませんが、広がらないことを祈るしかないと思うのです。

もう1点聞くのを忘れたのですが、先ほど輪作体系云々というやりとりが工藤委員とありましたけれども、最終的にこのジャガイモを植えつけるには最低でも四、五年はかかるのかなというふうに思うのです。

その間、どう輪作体系を保つのかという方向がない非常にここも頭の痛いところだというふうに思うのです。

畑作三品だけでは到底回らないということになる

と思うので、その辺は今後どういうふうなことが考えられるのでしょうか。

○川合正人農政課長 まず、この緊急防除についてですけど、緊急防除の期間は今のところ32年の3月31日までというふうになっております。

その後、そこでまた土壌の分析調査をして、どの程度G pがあるのか、密度があるのかということも判断して継続されるのか、そこで終わるのかという判断になります。

そこで終わるのであれば、もうバレイショの作付はできるということになりますし、そこでまだできないということであれば、G pの確認圃場ではまだできないということになります。

また、それは地区によって移動制限がかかったり、解除になるところもあるのだというふうにも思います。

なので、まずはそこが分岐点といいますか32年3月のところだと思います。

今後、国のほうでもG pの抵抗性品種を今つくっておりますので、こちらのほうが早急にできるようになれば、それで栽培のほうもできてくるのかなというふうに思いますが、それはもう国のほうで今やっていますから、今のところ50種類ぐらいに的を絞っているというふうに聞いておりますから、それが原原種から原種になって一般の種として供給されてくれば、農家さんも栽培のほうは可能になってくるのかなというふうに思っておりますので、その抵抗性品種が早急にできるようになるということは、こちらからも伝えてはあります。

○松浦敏司委員 わかりました。今後に期待したいと思います。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○川原田英世委員 私からも1点。土壌消毒についてなのですが、もう既に36.7ヘクタール実施されたということなのですが、このD-D剤の土壌消毒、消毒というからには消毒なのでしょうけれども、これはどういう効果があるのかがちょっとわからないので教えていただきたいのですが。

○川合正人農政課長 この土壌消毒剤のD-D剤というのですが、私もその詳しくはわかりませんが、20センチぐらい土中に入れて、それをゆっくり走らせてD-D剤を灌注していくと。

その中で、G pを減少させていくということになっておりまして、そのD-D剤というのは先ほども言いましたけれども、土壌菌には反応しない、その

微生物に反応するというふうに言われていますので、そのセンチュウがそこで反応して、そこで根絶していく、死滅していくというようなものだということには聞いております。

○川原田英世委員 わかりました。シロシストセンチュウに直接効果があるものということで、理解をいたしました。

その上でまたさらに、あえて植物を入れていくということで理解させていただきました。

やはり気になるのは今後のことで、とは言っても完全な根絶はないでしょうし、なかなか難しいだろうということになると思いますので、やはり輪作体系の見直しというか、新たなものをということでこれは自由貿易も進んでいくでしょうから、そういうことも含めた上で、どういうものが有効なのかをこれから検討していただければなというふうに思います。

意見ですね、以上です。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、説明を聞いたということで、次に移ります。

○渡部眞美委員長 続きまして、2項目めの網走市農産物高次加工研究所の閉鎖について説明をお願いいたします。

○川合正人農政課長 それでは、資料2号をごらん願います。

網走市農産物高次加工研究所の閉鎖についてでございます。

まず、1の施設概要でございますが、説明書は記載のとおりでございます。

2の設置年次でございますが、昭和62年12月18日に設置しております。

設置場所につきましては、網走市字呼人276番地の1、こちらは金印わさびの所有地の上に建設をさせていただいております。

(4)の施設面積等につきましては、鉄骨平屋283.85平米となっております。

次に、ここの運営でございますが、網走市農産物高次加工研究所運営委員会が直接運営をしております、こちらの構成は、網走市、JA、普及センター、金印わさび、東京農大というふうになっております。

3番の設立目的、当初の設立目的でございます

が、この運営委員会につきましては、昭和62年に加工食品開発の促進による農業所得の向上を図り、地場産業の育成に資することを目的としまして、同年に加工研究所が建設をされております。

4番の設置から閉鎖に至る経過でございますが、特産品の開発につきまして、運営委員会が主体となって当初より金印わさびと連携をしながら事業を進めてまいりましたが、導入した機器の老朽化が進んでおりまして、最新の加工研究が行えない状況ともなっております。

また、類似施設も近辺には多く開設をされておまして、平成元年には東京農業大学オホーツクキャンパス、平成6年には道立食品加工技術センター、平成18年にはみんぐるなど、食品加工や試験研究、分析機器の開放並びに技術指導などの役割を担う施設が整えられてきておまして、当初の目的は十分に果たしたものであるというふうに考えておまして、本施設を閉鎖するものでございます。

なお、網走市農産物高次加工研究所運営委員会では、幹事会・総会において、解散については承認済みというふうになってございます。

次に、1枚開いていただきまして、5番のほうに施設の外観を載せてございます。

6番には平面図を記載しております。

次に、もう1枚開いていただきまして、7番には附帯施設でこちらのほうは人工永久凍土貯蔵施設でございます、こちらの金印の所有地の上に建設をしております。

こちらのほうも老朽化が著しく施設のゆがみがかなりひどくなっております、出入り口も開かない状況になっておりまして、現在は使用しておりません。

出口は閉鎖をしております危険な状態ということもありますので、解体を予定しているところでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 長いこと使われていたわけですが、当時は特産品開発というようなことも言われていたのですが、特産品の開発はどのようなものがあるのか、主なものだけでいいです。

○川合正人農政課長 こちらのほうは当初から野菜のペースト等を研究、試験販売もしておりました。その後、大麦若葉の青汁も販売しておりました。こちらのほうはもう終売をしております。

それから、現在はマタタビのピューレを販売しております。あとは、冷凍野菜のペーストですね。

それから、規格外野菜のパウダーも試作としては作成しております。

○松浦敏司委員 今回、この施設が閉鎖廃止になると、これまでのそういった製品等はどのような扱いになるのでしょうか。

○川合正人農政課長 試験製作はしておりました。

その中で、試験販売までいったのが、その大麦若葉の青汁とマタタビのピューレというふうになっております。それからカボチャシロップも製品としてはつくりまして、そこは技術移転もさせていただきました。

大麦若葉の青汁とマタタビの製品があったのですが、こちらは加工運営委員会のほうで今まで試験販売をしていましたが、今後その技術移転をしていただけないところもないということで、青汁については昨年度で販売を中止しておりますし、マタタビピューレについても、現在、技術移転もできないということで、金印わさびのほうに製造はまだ委託しておりますが、あちらのいろいろな人員配置等もありまして、3月以降はできないということでありますので、そこで終売をして試験販売は終わらせようというふうには考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これも説明を聞いたということで、次に移ります。

○渡部眞美委員長 3番のその他ですが、理事者から何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員の皆さんありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもちまして総務経済委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午後1時39分閉会
